

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

令和2年2月17日（月）午後2時00分から午後3時55分まで

2 場所

名古屋地方裁判所第3，第4裁判員選任室

3 出席者

司会者 吉井隆平（名古屋地方裁判所刑事第3部総括判事）

裁判官 神田大助（同裁判所刑事第4部総括判事）

検察官 堀 貴博（名古屋地方検察庁検事）

弁護士 塩澤将宏（愛知県弁護士会）

弁護士 舟橋拓馬（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，3番ないし10番 9人（2番欠席）

4 議事内容

（司会）

これから意見交換会を始めます。まずは，裁判員裁判を経験されての御感想をお願いします

（1番）

最初は長い時間拘束されると思っていましたが，実際は4日間で，各日とも半日くらいの拘束時間で参加しやすかったです。また，刺激的な証拠を見るかとも思いましたが，そういうものはありませんでした。裁判員の構成は年齢層に偏りがあったので，もっと幅広ければよかったですと思いました。

（3番）

非常に良い経験になり，周りの人にも機会があれば参加するようにと伝えました。評議も他の裁判員の方の意見に耳を傾けながら，よく話し合いができました。

た。裁判員裁判に掛かる時間が長すぎるとは思いませんでした。

(4番)

裁判員の方からはいろんな意見が出ましたが、裁判官に支えていただいて、話し合いができました。裁判員の構成については、年齢的にバランスが取れていたと思います。裁判が午前10時から午後5時まで17日間続いたのは厳しいところもありましたが、非常に良い経験でした。また、緊張を解いてくれた裁判官の方々には感謝しています。

(5番)

人的な被害がなかった事件でしたので、割と落ち着いて対応できました。事実関係にも争いもなく、ある意味拍子抜けした部分もありました。

(6番)

裁判は4日間で、精神的なストレスは少なかったと思います。最初はこのメンバーで評決が出せるのか不安に思いましたが、答えを出そうという気持ちは一緒でした。裁判官の方にも助けていただき、達成感がありました。

(7番)

最初から裁判官が慣れやすい雰囲気にしてくれて、うまく話し合いができました。ただ、暴行と窃盗にかかる部分は既に終わっていて、重要な証人の尋問も終わってしまっていたので、後からこの証人に聞きたかったと思うことがありました。

(8番)

事件がほぼ密室の中での出来事だったので、手掛かりが少ない中で推理をするようだったというのが感想です。評議室の中も話しやすく、うまく話せたと思います。

(9番)

審理日数については、今となっては大変だったと思いますが、最後まで務めることができました。新聞で裁判員裁判の記事を見ると、自分と同じよう

にやったのかなと気にするようになりました。たまには裁判所に来ようと思っ
ていましたが、なかなか来れず、裁判員裁判に参加して以来となってしまいま
した。

(10番)

中立の立場でいないといけないことは分かっていますが、どうしても感情が
入ってしまうのが大変でした。評議も裁判官がしっかりリードしてくれました
し、裁判員の構成も丁度良かったです。むしろ会社に裁判員裁判に行くと伝え
るところが一番ストレスを感じました。人生経験にもなるので、裁判員裁判に
は他の人にも参加してほしいです。

(司会)

裁判の日程や長さについて御意見はありますか。

(4番)

最初の予定は予備日1日を含めた18日間でしたので、予備日がなくなれば
いいなと思ったのは事実です。それまでは裁判員裁判は1週間程度だろうと思
っていました。ただ、裁判員の関与を少なくして、裁判官、検察官、弁護人で
まとめてしまったら意味がないので、その兼ね合いによると思います。

(6番)

私は、裁判所への通いやすさもあり、4日間だったので大丈夫でしたが、十
何日も続くとすごい負担ではないかと思います。仕事もありますし、1週間以
内で終われる事件を裁判員裁判にしたらよいのではないのでしょうか。

(司会)

法廷での裁判の進め方や中身について、また評議の雰囲気や進め方について
感じられたことはありますか。

(8番)

法曹三者の方がしっかり仕事をされているなと思いました。それぞれの個性
も分かってきて、ドラマチックに感じる場面もありました。

(5番)

プレゼンについては、検察官の方が長けていたという印象でした。資料もカラーでパワーポイントを使っていたり、役所の良い面が出ていたと思いました。弁護人は、弁論では熱弁を振るっておりましたが、視覚的に訴えるものが足りなかったのもっと工夫があったらよいのではないかと思います。

(舟橋弁護士)

どういうところを視覚的に訴えるとよろしいでしょうか。

(5番)

大きな活字を使ったり、強調したりする点があればいいかなと思います。

(塩澤弁護士)

弁護人の冒頭陳述や弁論は、どういった使い方をされましたか。

(5番)

記載されていることを、一つ一つ検討していきました。

(塩澤弁護士)

正当防衛などの弁護人の主張はどうでしたか。

(8番)

口頭の説明で十分だったと思います。

(司会)

防犯ビデオやSNSに掲載された情報の証拠調べについての御意見はありますか。

(3番)

証拠としては重要ですが、紙の資料が多く、見るのが大変だったので、その点はだんだんと改善して行ってほしいです。

(司会)

法廷の進め方や証人尋問の数についての御意見はありますか。

(4番)

精神鑑定医の尋問がありました。検察官と弁護人がそれぞれ申請した医者の意見が真っ向から違ってしまっていて、もっと他の医者にも聞いたほうがよいのではないかと思いました。

(司会)

評議について、もう少し話し合いたかったとか、こんなにいらなかったといった御意見はありますか。また、工夫してほしい点があればおっしゃってください。

(8番)

過去の事例ばかり参考になっている点に違和感を覚えました。過去にどうだったかよりも、今の話をしようと思いました。

(3番)

量刑について、資料を見せられたら、それに寄ってしまうと思いつつも、全く拠り所なしとなると、声の大きい人の意見に寄ってしまうのではないかと思います。そのため、法律の専門家である裁判官にフォローしてもらうことは必要かと思えます。

(6番)

量刑の資料があることは悪くありませんが、自分たちで例外を作ることが嫌だと思ってしまうので、量刑の資料の範囲から超えることがないのではないかと疑問に思っています。

(司会)

裁判期間中にストレスに感じられたことや、裁判員裁判に参加するに当たっての周囲の反応、仕事や家庭との調整で困ったこと、裁判員裁判への参加を通じて御自身が変わったと感じられることはありますか。

(6番)

私は会社勤めなのですが、会社からはぜひ参加してきてくださいと言われてきました。私が抜ける部分の人的なフォローについては、県外からの応援がありま

したし、恵まれていたと思います。

(5番)

仕事との関係については、私は問題ありませんでしたが、日給の人だと裁判員裁判で休みをとると、裁判も休みになったときに、その期間は収入がないことになり、大変だと思いました。

(1番)

会社との関係では、特別休暇がありましたので、問題ありませんでした。むしろ両親の方が、凄惨な画像を見せられるのではないかと心配していました。ストレスといえば、被告人の関係者と思われる外国人の傍聴人が増えて、自分の顔が見られてしまうのが怖いと思いました。

(4番)

守秘義務が一番気になっています。どこまで話せるのかを新聞やニュースを見て、どこまで公になっているのかを気にしながら考えました。

(司会)

守秘義務の関係で他に御意見はありますか。

(8番)

始めは守秘義務のことが頭にありましたが、そのうち評議での話も忘れてしまうことも多かったですし、そんなに周囲に話すこともなかったので、特に気にせず守れたのではないかと思います。

(5番)

評議の資料は持って帰れなかったもので、ほとんど誰にも話さずに過ごしていました。考え方によれば、そこが裁判員の経験を話す上でのマイナスになるのではないのでしょうか。

(3番)

周りが気を遣うところもあるので、守秘義務の及ぶ範囲について、もっと具体的な例が欲しいです。

(司会)

裁判員の参加者を増やすためにはどうすればいいかについて、御意見はありますか。

(6番)

送られた冊子を読んで、そんなに重圧に感じることはないと思いました。やってみたいと思う人は多くないかもしれませんが、絶対にやりたくないと思う人は少ないと思うので、参加しないのは、主に生活環境が原因ではないかと思っています。

(4番)

法曹三者の方に質問ですが、裁判員裁判は好きですか。

(検察官)

裁判員制度が始まる前は、これまでのやり方が通じなくなるのではと思っていたので、個人的にはやりたくありませんでした。裁判員制度が始まってみると、通常の裁判より何倍も準備に時間が掛かりますが、達成感があります。今は裁判員制度を始めて正解だったと思っています。

(神田裁判官)

評議を進めていくうちに、あいまいだった印象が収斂されていくので、その経過が良いものと感じています。その点について、裁判員の皆さんに非常に感謝しています。

(舟橋弁護士)

準備が大変と感じることは事実ですが、量刑の理由などを一般の方がどう受け取るかを考えることで、弁護していることの本当の意味を考えるようになりました。

(塩澤弁護士)

裁判員裁判を被告人から見たときにどうなのかを被告人に聞いたところ、被告人ごとにばらばらの意見でした。ただ、裁判員裁判の方が弁護人の主張が通

りやすいところがあるかもしれないとは思っています。

(司会)

裁判員制度を始めて良かったと思っています。10年前、裁判員制度が始まる前は、本当に裁判員の皆さんが参加してくれるのかと思っていましたが、それが10年経って、裁判員裁判が普通に行われるようになっていくことに感動を覚えています。

さて、その他、法曹三者に対する御要望や、この機会にお話しになりたいことがありましたら、何でもお聞かせください。

(7番)

私は、正直裁判員裁判は必要ないと思いました。量刑の資料の話もありましたが、そういった裁判の仕方では素人が参加しても意味はないと思います。裁判員をやりたいと思う人が参加できるシステムを作ればよいのではないのでしょうか。

(4番)

私は、量刑の資料を一つ一つ吟味できたので、先ほどの意見には疑問があります。

(9番)

一般的な人の意見を聞いて判決を出すことが裁判員裁判の意義だと思っているので、私は自分が経験して良かったと思いますし、今後も続けていってほしいです。参加率の低下については、忙しいという理由が多いと思われるので、社会的な考え方を啓蒙していく必要があるのではないかと思います。

(10番)

裁判員裁判がオンラインでできるようになりませんか。

(司会)

将来的にはなるかもしれませんが。ただ、国民の皆さんの中にはインターネット環境がない方もいるので、今のやり方の裁判が全くなくなることはないので

はないでしょうか。

(5番)

裁判員裁判の判決が控訴審で覆ったら、やっぱりがっかりするので、それは参加率が低くなる原因の一つではないかと思います。それが積み重なっていくと、裁判員裁判の意味がなくなってしまうのではないのでしょうか。

(司会)

本日は率直な御意見を頂きましてありがとうございました。頂いた貴重な御意見や御感想については、今後の裁判員裁判の参考にさせていただきます。

以 上